

愛知県立国府高等学校生徒心得

令和5年7月20日
生徒指導部

本校生徒は、以下に定めた学校の諸規則を守り、勉学に励み、国府高校の生徒としての品位と誇りを持って行動し、同時に心身ともに、健全な社会人となるよう心がけなければならない。

服装等規定

本校の生徒であることを自覚し、服装はすべて華美にならないように心掛ける。

1 【冬制服】

黒の詰襟標準学生服または、本校指定の黒のセーラー服で、セーラー服は白の襟カバーを付ける。スカート丈は、膝立ちをして床に触れる程度とする。ネクタイは細く折ったり、短くしたりしない。

変形学生服・ズボン等は禁止とする。学生服を着用しない場合は白カッターシャツとし、左ポケットにアイロンプリントの校章を付ける。

2 【夏制服】

白の半袖開襟シャツ（白の半袖カッターシャツも可）で、ズボンは冬制服と同一型とする。セーラー服は本校指定の白色（袖は半袖、胸あてはなし、襟とカフスは黒）で、スカート、ネクタイは冬制服と同一型とする。

夏・冬とも登下校は原則制服とする。学校休業日・長期休業時に部活動のみのため登下校する際は、本校指定の体操服または部活動顧問が認めた服装での通学を認める。

3 【通学靴・スリッパ】

登下校の通学靴は、革靴、運動靴。型は短靴で雨天時は雨靴を認める。

革靴は色・型とも華美にならないものとする。（サンダル等は禁止）

履物は上下を区別し、上履は指定のスリッパを用いる。

4 【防寒具】

防寒具としてマフラー・防寒着などの着用を11月～4月入学式前日まで認める。

マフラーは華美でない色・柄で、常識的な長さのものとする。

防寒着は無地で、色・型とも華美にならないものとする。

マフラー・防寒着とも着用は登下校時を原則とし、校舎内は着用してはいけない。

※下記の内容は防寒着として認めない

指定以外のカーデガン、セーター、トレーナー等

5 【ソックス・ストッキング】

ソックスは白、黒、紺とし、変形したものは不可とする。スカート着用時の防寒用のタイツ・ストッキングはベージュまたは黒とする。

6 【頭髪】

パーマネント、エクステンション、その他特異な髪型、脱色、染色及びそれに類するものは禁止とする。

7 【校章】

冬制服の場合は、校章として指定したバッジを、学生服は左襟に、セーラー服は上着の左ポケットに付ける。

夏制服の場合は、上着の左ポケットに、アイロンプリントの校章をつける。

8 【カバン】

スポーツバッグ、ショルダーバッグ、リュックサックなど、用具が入り華美でないものとする。

9 【指定カーデガン】

指定カーデガンの着用を9月15日～4月入学式前日まで認める。

校内外を問わず、セーラー服の上に着用できる。ただし、卒業式には着用しない。

10 【特例】

やむを得ない事情で上記の服装ができない場合は、異装届の提出後、許可を得て着用する。

大雨・強風時においては、体育時の服装で登下校してもよい。

11 【化粧、装飾品について】

ピアス、指輪、ネックレス等の装飾品は身につけない。化粧品（口紅、マニキュア等）を使用しない。

生活全般

1 【日課及び登下校】

ア 通学には規定の服装をし、生徒手帳（身分証明書）を携帯する。

イ 午前8時35分までに登校する。（午前8時30分までに教室に入るよう、余裕をもって登校するように努める。）

ウ 原則として午後4時35分には下校する。部活動下校時刻はその限りでない。

エ 登下校においては、すべて通学マナーに十分留意し、本校生徒としての自覚を持って行動する。

2 【欠席・遅刻・早退】

ア 生徒は正当な理由なく、欠席・遅刻・早退・欠課をしない。

イ やむを得ず欠席・遅刻をする場合は、保護者より学校に連絡をする。

ウ 遅刻・早退は所定の手続きを行う。

3 【交通安全】

ア 交通徳を重んじ、交通法規を守り、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全に心がける。

イ 自転車での通学は許可制である。所定の手続き・点検を経て安全に留意して使用する。自転車保険には必ず加入し、ヘルメット着用を努める。

4 【携帯電話・スマートフォンの扱い】

ア 朝のSTから帰りのSTまでは使用は禁止。電源を切りカバンに入れて保管する(ポケット等に入れておかない)。

イ やむを得ず使用する場合も、極力最小限に努める。

ウ 自転車乗車時及び歩きながらの使用は大変危険であるので、絶対にしない。

5 【アルバイト】

ア アルバイトは諸問題に発展する場合がありますので、原則禁止としている。

イ 経済的理由により、やむを得ず従事しなければならない場合は、所定の手続きをし校内で審議をしたうえで許可をする。

6 【運転免許取得】

ア 高校在学中の免許取得は禁止とする。

イ 就職内定者は12月の所定の日から教習をすることを許可する。